由仁町立診療所電子カルテシステム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、由仁町立診療所電子カルテシステム導入業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

１　業務概要

（１）業務名　　　　電子カルテシステム導入業務

（２）発注者　　　　由仁町

（３）業務内容　　　別紙「システム等仕様書」のとおり

（４）業務期間　　　導入業務　契約締結日から令和４年12月15日まで

　　　　　　　　　　保守業務　契約締結日から履行５年経過後まで

（５）提案上限額　　導入費用15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※　企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

２　実施方法　　　　公募型プロポーザル方式

３　実施スケジュール

（１）公募周知　　　　令和４年９月14日（水）

（２）質疑受付　　　　令和４年９月21日（水）午後５時まで

（３）質疑回答　　　　令和４年９月26日（月）予定

（４）提案書提出期限　令和４年９月28日（水）午後２時まで

（５）ヒアリング審査　令和４年10月５日（水）予定

（６）選定結果通知　　令和４年10月11日（火）予定

４　契約の候補者の選定

（１）選定方法

参加者の提案書及びヒアリング審査等により、別に定める評価基準に基づき評価し、総合点が最も高いものを契約の候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数となる場合は、くじにより契約の候補者を選定する。

なお、当該評価の内容は、一切公表しない。

（２）選定結果の通知等

選定結果は契約の候補者を決定した後、全ての参加者に文書等により通知するとともに、契約の候補者と契約内容等について協議し、随意契約に向けた手続きを行う。

なお、選定結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

５　提案の手続き

（１）公募周知

由仁町立診療所ホームページに、実施要領及びシステム等仕様書等を掲載する。

（２）質疑受付

令和４年９月21日（水）午後５時までに質問書（様式２）により電子メールで提出すること。

なお、質問書の受領状況について必ず事務局に確認すること。

電子メールアドレス　byoinjimu@town.yuni.lg.jp

（３）質疑回答

令和４年９月26日（月）までに電子メールにより全ての指名業者へ回答予定。

（４）提案書提出

実施要領及びシステム等仕様書を理解した上で、令和４年９月28日（水）午後２時までに次の書類を持参又は郵送により事務局に提出すること。ただし、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法により提出期限までに到着したものに限り受け付けるものとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

なお、提案は１参加者につき１提案限りとする。

ア　参加申込書（様式１）

イ　提案書（任意様式）

ウ　仕様要求回答書（様式３）

エ　提案見積書（様式４）

オ　納入実績一覧表（様式５）

（５）ヒアリング審査

提案書等を提出した参加者には、次のとおりヒアリング審査を実施する。

ア　日時　令和４年10月５日（水）（別途通知）

イ　場所　国民健康保険由仁町立診療所　会議室

ウ　内容　提案内容の説明（15分以内厳守）

質疑（15分程度）

※　診療所外で使用するノートパソコン型端末及びタブレット型端末の当該地域の通信環境における操作状況を確認するため、端末を用意してデモンストレーションを併せて行うこと。

エ　出席　説明者等３名以内

※　パソコン等を使用する場合は、あらかじめ事務局と協議すること。

（６）選定結果通知

参加者に対し、令和４年10月11日（火）に結果通知書（様式６）を送付するとともに、電話又は電子メールでその旨を通知する。

６　留意事項

（１）言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とする。なお、緊急やむを得ない理由等により、本総合評価の実施を停止、中止又は取り消すことがあるが、この場合においても当該費用は参加者の負担とし、当町及び当診療所に請求することはできない。

（３）参加辞退の場合

参加者は、参加申込書の提出後、参加者の都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を事務局あてに提出しなければならない。

（４）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　病院又は診療所への電子カルテシステムの導入実績がない場合

イ　提出書類に不備や虚偽の記載があった場合

ウ　実施要領等で示された、提出期日、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　ヒアリング審査に参加しない場合又は正当な理由なくヒアリング審査指定時刻に遅れた場合

カ　提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合

キ　上記のほか、次の各項に該当する場合

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者

（イ）国税及び地方税を滞納している者

（ウ）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）に基づく手続開始の申立てをしている者

（５）提出書類の取扱い

ア　参加に必要な書類の電子データでの提供を希望する場合は、あらかじめ事務局に申し出ること。ただし、提供した資料は当該提案作成にのみ使用することを許可し、他に使用することを禁ずる。

イ　参加者による提案書等の提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、発注者の指示によるものは除く。

ウ　提出された全ての書類は、参加者に返却しない。

エ　提出された書類は、本総合評価以外には参加者に無断で利用しない。

（６）著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、契約の候補者が作成した提案書等の書類については、発注者が必要と認める場合には、発注者は契約の候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（７）情報公開及び提供

参加者から提出された提案書等については、由仁町情報公開条例（平成13年由仁町条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本総合評価に影響が出るおそれがある情報については、評価実施後の開示とする。

（８）異議申し立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

７　問い合わせ先

国民健康保険由仁町立診療所事務局　事務担当主査　福井

北海道夕張郡由仁町馬追１番地の１

電話番号 　０１２３－８３－２０３１

ＦＡＸ番号 ０１２３－８３－２０３２

Ｅ－mail　 byoinjimu@town.yuni.lg.jp

様式１

令和　　年　　月　　日

由仁町長　様

所在地

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

参　加　申　込　書

業務名　　電子カルテシステム導入業務

標記の事業について、実施要領等を十分理解し、内容について承諾の上、公募型プロポーザルに参加するため、次のとおり提案書等の必要書類を提出します。

なお、当社は実施要領「６　留意事項」の「（５）失格事項」のキに該当しないことを宣言します。

記

添付書類　　○提案書等（任意様式）

○仕様要求回答書（様式３）

○提案見積書（様式４）

○納入実績一覧表（様式５）

提出部数　　正本１部、副本８部

連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡担当者部署・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

様式２

国民健康保険由仁町立診療所あて

質　問　書

（電子カルテシステム導入業務）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質問事項 | | ① |  |
| ② |  |
| ③ |  |
| ④ |  |
| ⑤ |  |
| 連絡先 | 会社名 | |  |
| 担当部署名 | |  |
| 担当者名 | |  |
| 電話番号 | |  |
| メールアドレス | |  |

様式３

仕様要求回答書（会社名：　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 番号 | 要求仕様 | 機能 | 備考 |
| 基本要件 | １ | 有床診療所の外来、入院、往診、訪問診療に対応した電子カルテシステム（医事会計システムを含む）であること。 |  |  |
| ２ | 厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」に準拠したものであること。 |  |  |
| ３ | 病院又は診療所への電子カルテシステムの導入実績があること。 |  |  |
| ４ | 現行稼働の医事会計システム（Medicom-Hriv）からデータ移行が可能であること。なお、データ移行項目として、患者氏名、生年月日、性別、住所、保険、来院日、病名、入院履歴は必須とする。 |  |  |
| ５ | 万一の事態に備えるため、データのバックアップ及び復元が可能な仕組みを有すること。  バックアップ方式については診療所内へのバックアップかつクラウドセンター（日本国内に限る）へのバックアップとし、日次でフルバックアップを数世代確保すること。 |  |  |
| ６ | 停電時においても、診療所に有する非常用電源の稼働により、診療所内のバックアップデータを操作又は閲覧することができること。 |  |  |
| ７ | 各端末（サーバー含む）のダウン時には速やかに他の端末のみで過去カルテ内容を参照できること。 |  |  |
| ８ | システム保守については、24時間365日受付体制を原則とする。 |  |  |
| ９ | 拡張性（機能アップ）を有しているものとする。また、稼働後において端末、プリンタ等の追加にも対応可能であること。 |  |  |
| 10 | 入力端末の接続時の応答時間は概ね１秒から２秒を目安とし、業務に支障なく稼働できること。 |  |  |
| 11 | 診療所外で使用する入力端末から電子カルテシステムにアクセス可能であること。なお、ノートパソコン型端末は診療録及び処方箋の入力が可能なものであり、タブレット型端末は閲覧が可能なものであること。 |  |  |
| 12 | 診療所外で使用するタブレット型端末は、想定される通信環境において、概ね１分以内に患者情報を閲覧できること。 |  |  |
| 13 | 入力端末を利用して帝人ファーマ株式会社が提供する多職種連携情報共有システム「バイタルリンク®」が使用できること。 |  |  |
| 14 | 入力端末を利用して各種市販ソフト（Word、Excel等）が使用できること（タブレット型端末は除く）。 |  |  |
| 15 | データはサーバーに５年以上記録できるシステムであること。 |  |  |
| サポート体制 | １ | 導入後５年間はハード保守ができること。  なお、５年経過後の保守体制を提案書に記載すること。 |  |  |
| ２ | 導入後５年間はソフト保守ができること。  なお、５年経過後の保守体制を提案書に記載すること。 |  |  |
| ３ | 保守期間内は制度改正等に対応し、オンラインで改定プログラム等が配信され、最新の状態を維持できること。 |  |  |
| ４ | セキュリティを確保したリモートメンテナンス（遠隔対応）ができること。 |  |  |
| ５ | 操作に対する問い合わせ専用窓口を有していること。 |  |  |
| ６ | 障害時には当診療所業務の遂行に支障を及ぼす影響を極小化するために迅速な対応ができること。 |  |  |
| セキュリティ | １ | 利用者のＩＤとパスワードで利用者を認証できること。また、利用者のＩＤごとに操作権限を設定できること。 |  |  |
| ２ | セキュリティ対策としてウイルス対策ソフトをサーバー及び各入力端末に導入すること。また、最新パターンファイルを適用できるようにすること。 |  |  |
| 導入支援 | １ | 職員に対し、システムの説明及び操作教育、障害発生の際の対応教育を実施し、必要なマニュアルを提供すること。 |  |  |
| 電子カルテシステム | １ | カルテ入力は同一端末でメモリの許す範囲で同時に複数患者の入力を可能とすること。 |  |  |
| ２ | スキャナーやデジタルカメラなどの画像を取り込み、画像データの取り扱いができること。 |  |  |
| ３ | マウスによるドラッグ＆ドロップで簡単に入力操作ができること。 |  |  |
| ４ | 所見はあらかじめ登録された文章からの入力が可能なこと。また、随時登録も容易に可能なこと。 |  |  |
| ５ | シェーマの登録及び入力が可能なこと。シェーマには手書き・数値・テキスト等の情報を随時入力できること。 |  |  |
| ６ | 紹介状や診断書など、診療に係る文書が作成できること。また、文書のカスタマイズができること。 |  |  |
| ７ | カルテ入力時に薬剤情報の確認ができること。また、相互作用・副作用・重複投与・個人禁忌等のチェックが可能なこと。 |  |  |
| ８ | カルテ入力時に診療行為の背反・算定回数・包括チェックが可能なこと。 |  |  |
| ９ | カルテ入力時に病名のチェックができること。 |  |  |
| 10 | カルテ印刷機能を有し、その日分のみあるいは日付指定で印刷可能なこと。 |  |  |
| 11 | 外来患者の呼び出し状況を診察待ち、診察中、診察済み、診察保留、会計待ち、会計済みを一覧表示できること。 |  |  |
| 12 | 院内、院外処方箋を発行できること。 |  |  |
| 13 | 患者情報などから該当する患者又はカルテが検索できること。 |  |  |
| オーダー | １ | 入力端末から血液検査、注射、放射線、リハビリ、食事などのオーダーが可能であること。 |  |  |
| ２ | オーダー入力後、指示箋の印刷ができること。 |  |  |
| 連携 | １ | 臨床検査業務を委託している外部業者（㈱第一岸本臨床検査センター）のシステムと電子カルテが連携し、入力端末で検査依頼、検査ラベルの印刷、検査結果の取り込みができること。 |  |  |
| ２ | 既存の心電計（フクダ　エム・イー工業㈱製Ｃ３３０ＢＸ）と電子カルテが連携し、電子カルテ上で検査結果が確認できること。 |  |  |
| 医事会計システム | １ | 基本機能として、窓口会計業務、レセプト算定業務、診療情報管理、統計処理ができること。 |  |  |
| ２ | 患者の登録が随時できること。 |  |  |
| ３ | 請求書兼領収書の発行ができること。また、カスタマイズが可能であること。 |  |  |
| ４ | 点数明細の入った診療明細書が発行できること。 |  |  |
| ５ | 適格請求書（インボイス）制度に対応すること。 |  |  |
| ６ | レセプト発行ができること。また、レセプト画面を表示できること。 |  |  |
| ７ | レセプトの点検機能があること。 |  |  |
| ８ | レセプトのオンライン請求ができること。 |  |  |
| ９ | 一般、公費、労災、自賠責に対応していること。 |  |  |
| 10 | 入金・未収金の管理ができること。 |  |  |
| 11 | 診療収入分析や患者動向を把握する帳票の発行などの経営統計資料を作成できること。 |  |  |
| 12 | 統計資料は、集計内容を表示、印刷ができ、ＣＳＶなどのデータ出力が可能であること。 |  |  |
| オンライン資格確認 | １ | オンライン資格確認に対応すること。  既存導入状況  顔認証付きカードリーダー：パナソニックシステムソリューションズジャパン　１台  ＩＰ－ＶＰＮ回線事業者　フレッツ・ｖ６オプション |  |  |
| その他 | １ | 電子カルテは必要な環境ソフト類を含め、ハードウェア等にインストールして納入すること。 |  |  |
| ２ | 機器の搬入、組立、据付、配線及び試運転調整を行うこと。 |  |  |
| ３ | 別紙端末等配置図に基づく設置に必要なＬＡＮ工事を行うこと。 |  |  |
| ４ | 導入業務に係る責任範囲を提案書に記載すること。 |  |  |
| システム機器要件 | １ | 別紙システム機器要件の同水準以上であること。なお、提案するシステム機器の一覧を任意様式で提出すること。 |  |  |

※　「機能」欄は次のとおり記載すること。

・「○」…　当該機能あり

・「△」…　回避策又は別提案等あり

（任意様式により具体的に提示すること。）

・「×」…　当該機能なし

様式４

提案見積書

|  |  |
| --- | --- |
| 内　訳 | 見　積　額 |
| 【システム導入費用】 |  |
| １　ハードウエア費用 | 円 |
| ２　ソフトウエア費用 | 円 |
| ３　連携費用 | 円 |
| ４　導入及び設置費用 | 円 |
| ５　操作説明費用 | 円 |
| ６　データ移行費用 | 円 |
| ７　諸経費 | 円 |
| ８　消費税及び地方消費税（10％） | 円 |
| 小　計 | 円 |
| 【システム保守費用】 |  |
| １　保守費用（５年間分の総額） | 円 |
| ２　消費税及び地方消費税（10％） | 円 |
| 小　計 | 円 |
| 導入費用及び保守費用　　　　合　計 | 円 |

電子カルテシステム導入業務に係る費用について、上記のとおり提案する。

令和４年９月　日

所在地

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

由仁町長　様

様式５

納入実績一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納入システム名 | 納入先施設名 | 納入年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

電子カルテシステムの納入実績について、上記のとおり提出する。

令和４年９月　日

所在地

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

由仁町長　様

様式６

令和　　年　　月　　日

　様

由仁町長

結　果　通　知　書

貴社から提出のあったプロポーザルに係る提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

記

１　業務名　　電子カルテシステム導入業務

【選定した場合】

２　結　果　　最適であるので貴社を契約の候補者として選定する。

なお、契約等の手続きについては、別途連絡する。

【選定しない場合】

２　結　果　　評価得点が他社を上回らなかったため貴社を選定しない。

国民健康保険由仁町立診療所

事務局事務担当主査　福井

Tel　0123-83-2031　Fax　0123-83-2032

Email　byoinjimu@town.yuni.lg.jp